

第3章 計画推進のための基本的事項

1 第6期障がい福祉計画の基本目標

【基本目標1】さまざまな障がいに応じた生活支援の充実

支援が必要な人の、一人ひとりのニーズに応じるための相談支援の充実や、地域生活を支えるサービスの整備と地域格差の解消に向けた取組を進めます。

【基本目標2】発達障がいのある人や保健・医療を必要とする人への支援

障がいの原因となる疾病等の予防、発達障がいのある人や医療的ケアが必要な人、難病等である人への支援に努めます。

【基本目標3】障がいのある子どもの健やかな育成のための支援

乳幼児期から学齢期、学校卒業後の就労や地域生活といったライフサイクル全体を通じた支援体制の整備に努めます。

【基本目標4】経済的自立に向けた就労環境の充実

支援が必要な人の経済的自立を支えるため、社会全体で支援する体制づくりを進めながら、就労機会の拡大に向けた取組を推進します。

【基本目標5】障がいに対する理解や配慮の促進

障がいのある人の特性や障がいへの正しい理解を深め、差別や偏見のない社会の実現をめざします。また、情報の取得や意思疎通支援の推進に加え、手話が言語であることについての理解促進を図ります。

【基本目標6】暮らしやすいまちづくり

福祉環境や暮らしを支えるサービスの整備と地域福祉活動を推進することにより、すべての人が暮らしやすいまちづくりをめざします。

【基本目標7】災害から命を守る対策と防犯対策の推進

支援が必要な人を災害や犯罪から守るため、関係機関との連携を強化し、地域ぐるみで支援する体制を整備します。

【基本目標8】障がいのある人のスポーツ・文化活動の促進

生涯にわたってスポーツや趣味・文化活動に親しみ、社会参加と仲間づくりができるよう、学校教育や社会教育と連携して、障がいのある人が気軽に社会参加できる体制整備をめざします。

2 第6期障がい福祉計画の推進施策

基本目標	
	推進施策
1	<p>さまざまな障がいに応じた生活支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 相談支援体制の充実 (2) 生活を支えるサービスの充実 (3) 地域共生に向けた取組の推進 (4) 人材の育成・確保
2	<p>発達障がいのある人や保健・医療を必要とする人への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 医療を必要とする人への支援体制の充実 (2) 障がいの原因となる疾病の予防・早期発見 (3) こころの健康づくりの推進 (4) 発達障がいのある人への支援 (5) 医療的ケアが必要な人への支援 (6) 難病等である人への支援
3	<p>障がいのある子どもの健やかな育成のための支援</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 支援体制の充実 (2) 発達支援の充実 (3) 教育との連携 (4) 家族やきょうだいへの支援 (5) 包容（インクルージョン）の推進
4	<p>経済的自立に向けた就労環境の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 市民や企業、行政等による応援体制づくり (2) 福祉的就労の充実 (3) 一般就労の推進
5	<p>障がいに対する理解や配慮の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 障がいに対する理解の促進 (2) 情報・コミュニケーションの確保 (3) 権利擁護の推進 (4) 虐待の防止・差別の解消
6	<p>暮らしやすいまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) バリアフリーの促進 (2) 外出の支援 (3) 地域福祉の推進
7	<p>災害から命を守る対策と防犯対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 防災対策の推進 (2) 防犯対策の推進
8	<p>障がいのある人のスポーツ・文化活動の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) スポーツ・レクリエーション活動の促進 (2) 芸術・文化活動の促進